

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準及び標準処理期間 新旧対照表
本文

| 改正後 | 現行 |
|--------------------------------------|---------------|
| (略) | (略) |
| (平成8年3月31日設定) <u>(令和3年9月3日施行)</u> | (平成8年3月31日設定) |

別紙1 福岡県薬局許可審査基準及び指導基準

| 審査基準 (改正後) | 審査基準 (現行) |
|-------------------------|-------------------------|
| II 体制整備 2 - (15) (略) | II 体制整備 2 - (18) (略) |

| 指導基準 (改正後) | 指導基準 (現行) |
|--|--|
| II 体制整備 2 - (10) (略) <u>(削る)</u> 2 - (11) (略) 2 - (12) (略) 2 - (15) (略) | II 体制整備 2 - (10) (略) <u>2 - (11)</u> <u>一般用医薬品の特定販売を行う薬局にあっては、その開店時間の一週間の総和が30時間以上であり、そのうち、深夜(午後10時から午前5時まで)以外の開店時間の一週間の総和が15時間以上であることを目安とすること。</u> 2 - (12) (略) 2 - (15) (略) 2 - (18) (略) |

別紙2 福岡県店舗販売業許可審査基準及び指導基準

| 指導基準 (改正後) | 指導基準 (現行) |
|--|--|
| II 体制整備 2 - (4) (略) <u>(削る)</u> 2 - (5) (略) 2 - (6) (略) 2 - (7) (略) | II 体制整備 2 - (4) (略) <u>2 - (5)</u> <u>一般用医薬品の特定販売を行う店舗にあっては、その開店時間の一週間の総和が30時間以上であり、そのうち、深夜(午後10時から午前5時まで)以外の開店時間の一週間の総和が15時間以上であることを目安とすること。</u> 2 - (6) (略) 2 - (9) (略) 2 - (10) (略) |